

別添

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

自動車安全運転センター 理事長

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付並びに交通事故に関する調査研究等を行っている法人であり、東京都所在の本部、茨城県所在の安全運転中央研修所のほか、全都道府県に 51 事務所を置き、合計約 700 人の職員を擁している。

センターの理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。また、理事長は重大な事項を議決する理事会の議長にあたるほか、理事長及び常勤の理事でもって構成する常勤理事会を主宰する。理事長には、その職責を果たすのに足る十分な能力を有していること及び人格高潔で高い倫理観を有する者であることが求められる。

1 機関名

自動車安全運転センター

（法人の業務概要）

当法人は、自動車安全運転センター法に基づき、昭和 50 年に設立された民間法人であり、道路の交通に起因する障害の防止や運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とし、主に以下の業務を実施している。

- (1) 安全運転研修業務
- (2) 累積点数通知業務
- (3) 経歴証明業務
- (4) 交通事故証明業務
- (5) 調査研究業務

2 ポスト

理事長（常勤） 1 ポスト 1 名

（任期：令和元年 11 月 1 日～令和 3 年 10 月 31 日（2 年））

3 職務内容

- (1) センターを代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会の議長にあたる。
- (3) 常勤理事会を主宰する。

4 必要な資格・経験等

- (1) 就任時に70歳未満であること。
- (2) 中立性・公平性を担保して職務を遂行でき、また、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (3) 道路交通の安全に寄与する推進機関であるセンターの理事長として、職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、センターの経営について理念を持つとともに、経営能力、リーダーシップ、実行力を有すること。
- (4) 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体の組織等における管理経験を有し、センターを管理する十分な能力を有していると認められること。
- (5) 国の機関や民間企業等との円滑な渉外交渉や調整を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- (6) 道路交通の安全に関する知見を十分に有すること。
- (7) その他職務を的確に遂行できる十分な能力を有していること。

5 選考方法

- (1) 選考委員会による一次選考（経歴等書類審査等）及び二次選考（面接審査）
- (2) 評議員会による議決
- (3) 理事会の選任
- (4) 国家公安委員会の認可

6 勤務条件等

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：自動車安全運転センター本部（東京都千代田区二番町3番地）
- (3) 給与：年収約1,800万円（税込み）※
- (4) 危機管理：地震等災害時等業務上必要がある場合には時間を問わず勤務することとなります。

※今後の情勢等によっては、給与等の条件が変更されることがあります。

7 欠格事項等（自動車安全運転センター法）

(1) 役員の欠格条項

第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(2) 役員の兼職禁止

第二十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。